

令和元年5月  
大東市議会  
特別議会議案

条例新旧対照表

## 議案第32号

### 大東市市税条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第34条の6 (略) (寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、 <u>同項に規定するところにより控除すべき額</u> (当該納税義務者が前年中に <u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u> を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
2 前項の特例控除額は、 <u>法第314条の7第1項</u> に定めるところにより計算した金額とする。
第34条の8 ～ 第145条 (略)
付 則
第1条 ～ 第7条の3の2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、 <u>法第314条の7第1項第2号</u> もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項または付則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附

### 主要改正点

- ・ふるさと納税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金を、総務大臣が指定する特例控除対象寄附金に限定したこと。

旧
第1条 ～ 第34条の6 (略) (寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、 <u>法第314条の7第1項</u> に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に <u>同項第1号に掲げる寄附金</u> を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
2 前項の特例控除額は、 <u>法第314条の7第2項</u> に定めるところにより計算した金額とする。
第34条の8 ～ 第145条 (略)
付 則
第1条 ～ 第7条の3の2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、 <u>法第314条の7第2項第2号</u> もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項または付則第19条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則

## 新

則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

### 第8条（略）

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項および第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項および次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

## 旧

第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

### 第8条（略）

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項および第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

## 新

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 ～ 第29条 (略)

## 旧

4 (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条 ～ 第29条 (略)